

[事案 29-49] 新契約無効請求

・平成 30 年 1 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

契約内容について誤信していたこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 7 月に証券会社を募集代理店として契約した積立利率金利連動型年金保険（米ドル建）について、以下の理由により、契約を取り消し、一時払保険料から支払済みの年金を差し引いた金額を支払ってほしい。

- (1) 募集人とその上司は、夕方に、事前の約束もなく、自宅マンションの前で待機しており、マンションのラウンジで本契約を提案され、募集人のペースに乗せられたまま契約手続をしてしまった。
- (2) 本契約は毎月約 30 万円程度の年金を約 7 年間で受け取ることができる内容だと誤信していたが、実際は、年金受取期間が 34 年間で、年金受取回数が年 2 回であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から外貨で増やしつつ年金を受け取りたいという意向を確認しており、それに沿う商品を提案した。また、余裕資金の範囲での提案であることを確認した。
- (2) 募集人は、契約時に、パンフレット、設計書、契約締結前交付書面等を交付し、それらを使用して本契約の内容を説明した。
- (3) 申立人は、募集人から説明を受けた後、自らの意思で意向確認書兼適合性確認書や申込書等に署名した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人、募集人およびその上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約内容を誤信していたとしても、申立人には重大な過失があるため、契約の取消しを認めることはできないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、当時の募集代理店における高齢者ルールに従って、上司の同席のもと、商品内容の説明を行ったが、短時間で契約内容の説明から申込手続まで済ませていることからすると、契約を急ぎ過ぎた感があり、高齢者に商品内容を十分に理解させ、自由で冷静な判断のもとに申し込ませるという高齢者ルールの趣旨が尽くされていない。募集人は、このような状況下では高齢の申立人（契約時 80 歳代）が本契約の内容を十分に理解できていない可能性を考慮し、日を改める等して複数回に分けて保険募集の機会を設けるべきだった。
- (2) 申立人は、配偶者に先立たれており、子もいないため、相続人に財産を残す必要性がなかったところ、年金受取期間が 34 年間（満了時には申立人は 110 歳以上になる）である本契

約を募集人が勧めた合理的理由がない。